

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

湖北地域消防組合規則第1号

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（平成18年湖北地域消防組合規則第22号）の一部を次のように改正する。

第35条の3第2項第2号中「公益的法人派遣法第2条第1項の規定により派遣」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣」に改める。

第54条第1項第1号中「100分の124以上100分の315以下」を「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の322.5以下」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124未満」を「6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満」に改め、同項第3号中「100分の101」を「6月に支給する場合には100分の101、12月に支給する場合には100分の103.5」に改め、同項第4号中「92.5以下」を「6月に支給する場合には100分の92.5以下、12月に支給する場合には100分の95以下」に改める。

第54条の2第1項第1号中「100分の51.5以上」を「6月に支給する場合には100分の51.5以上、12月に支給する場合には100分の54以上」に改め、同項第2号中「100分の48」を「6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5」に改め、同項第3号中「100分の46以下」を「6月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下」に改める。

附則第3項中「100分の105」との次に「、「100分の103.5」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の96以下」との次に「、「100分の95以下」とあるのは「100分の98.5以下」とを加える。

附 則

（施行期日等）

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。